



発行所 ☎730 - 0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠 一
 TEL(082)228 - 8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291 - 4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「防災防広島」の購読料が含まれています。 7・8月号

広島労働局・防災防広島県支部合同パトロール

全国安全週間に実施 広島労働局より局長他幹部の方が参加

令和元年度全国安全週間（令和元年7月1日～7月7日）が始まった7月4日、広島労働局と防災防広島県支部の合同パトロールを実施しました。今回は呉市天応で施工中の「安芸南部山系大屋大川支川溪流砂防堰堤工事」の現場をパトロールさせていただきました。当日は広島労働局より川口労働局長、法宗健康安全課長、河上衛生係長他労働局幹部の方、防災防広島県支部から檜山支部長、常任委員4名と事務局長等が参加しました。広島合同庁舎における広島分会、広島中央労働基準監督署との合同出発式の後、現場に移動し、(株)増岡組の岡田作業所長から説明を受け、パトロールを実施しました。

当現場は昨年7月の豪雨で発生した土石流災害の復旧工事現場で、天応中学校のグラ

ド脇の斜面が崩壊したもので、現在中学校は使用できないため近隣の小学校で授業を行っており、早急な復旧工事が待たれています。堰堤工事のための基礎掘削工事が車両系建設機械を使用して行われていました。作業計画、作業半径内立ち入り禁止措置、熱中症対策等積極的に講じておりました。また、斜面点検の実施、土石流防止対策としての避難場所の設定、避難訓練も実施済みでした。

パトロールの講評では、労働局より災害復旧工事で重機災害・墜落災害による死亡災害が発生しており、今後も引き続き安全作業の徹底をお願いしたいとの言葉がありました。実施されている様々な災害防止活動をさらに継続され、工事完成までの無災害施工をお願いしました。



合同出発式



パトロール状況



パトロール状況



安全関係書類点検

目次	次
広島労働局・防災防広島県支部合同パトロール ... 1	労働災害発生状況 7
災害復旧工事現場のチェックリストの見直しをしました。ご活用ください! 2	消費税引き上げに伴う受講料・テキスト代・ポスター用品等の価格の改訂について 7
第53回 広島県建設業労働災害防止大会 4	分会だより 分会長が交替されました 7
技能講習講師連絡会議と安全指導者研修会が開催されました 5	講習・行事コーナー
高速道路の鋼材の塗装作業で鉛中毒リスク検診で作業者の2割に所見が認められる 6	(令和元年7月～令和元年9月分) 8

災害復旧工事現場のチェックリストの見直しをしました。ご活用ください！

昨年7月の豪雨災害に対するパトロール等に活用していただくため、建災防本部が下記のチェックリスト作成し、当支部も会員の皆さまに支部報でお知らせしましたが、このたび、県内の死亡災害、安全指導者の指摘事項等を参考に一部見直しをしました。

今後のパトロール等の際にご活用ください。

「災害復旧工事安全衛生対策チェックシート」

分類	番号	確認事項	チェック欄
建設機械等関係	1	運転には資格者を配置していますか。〔移動式クレーン運転士免許、車両系建設機械運転技能講習修了者等〕規程95条（クレーン則68条）、規程68条（安衛則36条、41条）	
	2	過巻き防止装置、外れ止め等の安全装置が有効に機能しているか点検をしていますか。規程99条（クレーン則65条、66条の3）、規程74条	
	3	バケットの爪に荷をかけて吊り上げること等を禁止していますか。規程70条（安衛則164条）	
	4	機械と接触するおそれのある作業区域について、立ち入りを禁止していますか。規程100条（クレーン則74条、74条の2）、規程71条（安衛則158条）	
	5	軟弱地盤又は凍結場所では敷板・敷角等を用いていますか。規程73条（安衛則157条）	
	6	運転者が運転位置から離れるときは、バケット等を地上に降ろし、エンジン停止し、ブレーキをかける等の逸走防止措置ができていますか。（安衛則160条）	
	7	機械の運転者の服装は、運転席周りの操作レバーが引っ掛かり、誤操作の恐れのない作業服となっていますか。	
	8	クレーン仕様付き車両系建設機械（ドラグショベル等）で荷を吊り上げる場合、必ずクレーン仕様に切り替えて作業していますか。	
	9	建設機械の運転の際、路肩、傾斜地等で転倒、転落のおそれがある場合、誘導者を配置し、誘導させるようにしていますか。規程第71条（安衛則157条）	
地山の崩壊関係	10	埋設物等の有無、地山の亀裂、地層の状態等の確認をしていますか。シートを掛けたまま、地山の点検が未実施になってませんか。規程48条（安衛則355条、362条）	
	11	小規模溝掘削作業において、人が溝に入る前に矢板支保工を組んでいますか。規程53条（平成15年12月7日付基発1217001号）	
	12	作業主任者には資格者を配置していますか。〔地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者〕規程57条（安衛則359条）、規程56条（安衛則374条）	
	13	強い揺れを感じた地震や大雨の後は、掘削面を点検していますか。規程58条（安衛則358条）	
建築倒壊関係	14	建築物の解体においてコンクリートの壁、又は煙突などの解体では、倒壊防止のための控えをとっていますか。規程132条	
	15	作業主任者には、資格者を配置していますか。〔コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者〕規程129条（安衛則517条の17）	
	16	解体機械の発じん対策の放水作業者と機械の挟まれ防止のため、作業半径内立入禁止措置を講じていますか。	
墜落・転落関係	17	開口部等墜落による危険場所には、手すり、さん設けるか、又は覆い・ふた等をしていますか。規程20条（安衛則519条）	
	18	墜落防止設備を設けられない場所では、親綱などの安全带取付設備を設けていますか。規程14条（安衛則521条）	
	19	安全带のフックは腰より上の位置で丈夫なものに掛けていますか。規程15条	
	20	安全带及びその取付設備について、変形、ゆるみ等について点検していますか。規程17条（安衛則521条）	
	21	屋根の工事でシートかけ作業などに、足場を設けるか、出来なければ親綱、安全带を使用させていますか。（安衛則518条）	
	22	単管足場の手すりに中さん、枠組足場の筋交いに下柵を入れ、落下防止のため外側に防護ネット、内側に幅木か水平ネットを設置していますか。（安衛則563条）	
	23	高さ6.75m（建災防5m）以上の足場の端、開口部、作業床のない箇所では安全帯を使用する場合には、フルハーネス型安全帯を使用させていますか。	
	24	高さ2m以上の作業床のない箇所ではフルハーネス型安全帯を使用させる労働者に「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を行っていますか。（安衛則36条）	

石綿関係	25	建設物の解体作業において、建材の石綿含有の有無を確認していますか。 規程152条（石綿則4条）	
	26	上記作業で石綿含有の場合、石綿等のレベルに応じた保護具を使用していますか。 規程157条（石綿則14条）	
	27	呼吸用保護具の装着は適切ですか。（密着性はよいですか。）石綿粉じんへの暴露防止マニュアル（石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程）	
熱中症関係	28	熱中症予防のため、スポーツドリンク、塩分・飲料水等を備え付けて、自覚症状の有無に拘わらず、定期的に摂取させていますか。規程176条（安衛則617条）	
	29	WBGT値等を参考にして、作業時間、休憩時間を見直し、十分な休憩時間をとっていますか。規程176条	
	30	熱中症予防のための教育を実施しましたか。 （平成28年2月29日付け 基安発第0229第1号）	
感電防止関係	31	電動機械器具を使用するときは、感電防止用漏電遮断装置を接続するか、又は二重絶縁構造のものを使用していますか。規程44条（安衛則333条）	
	32	上記措置が困難な場合、器具の金属性外枠などを接地（アース）していますか。 規程44条（安衛則333条）	
	33	交流アーク溶接機を使用するときは、自動電撃防止装置を使用していますか。 規程45条（安衛則332条）	
	34	感電防止用漏電遮断装置を使用するときは、作業開始前にその動作の確認をしていますか。	
	35	架空電線に近接する工事では、電力会社に電線の移設又は絶縁用防具の装着を依頼していますか。規程40条（安衛則349条）	
酸欠関係	36	井戸やピット内に入るときは、酸素濃度・硫化水素濃度等の測定をしていますか。 規程171条（酸欠則3条）	
	37	井戸やピット内で作業を行う場合、資格者を配置していますか。〔酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者、特別教育修了者〕規程171条（酸欠則11条）	
非常時間関係	38	悪天候又は地震の後には足場の状態、作業場所の状態等を点検していますか。 規程25条（安衛則567条）	
	39	土石流危険河川の工事において、土石流発生の警報装置を設置していますか。 規程146条（安衛則575条の14）	
	40	余震等の強い揺れに対する、土砂や構造物の崩壊倒壊防止及び物体の落下防止の措置をしていますか。	
	41	余震などで強い揺れを感じたら、直ちに作業を中止し、安全な場所に退避させるようにしていますか。	
	42	緊急時の避難方法、連絡体制を定めていますか、また掲示等で周知していますか。	
その他	43	呼吸用保護具等は粉じん、有機溶剤、酸欠などの作業に適応した保護具を使用していますか。規程167条（有機則32条）、規程174条（酸欠則5条の2）	
	44	振動工具を使用する場合、工具を使用する時間を管理していますか。 規程175条（平成21年7月10日付基発第0710第5号）	
	45	走行通路上の工事において、交通整理員を配置していますか。規程140条	
	46	保護帽のあご紐は適切にあごにかけていますか。	
	47	釘などの踏み抜き防止のため、安全靴を履いていますか。	
	48	作業されている方は、作業に適した服装ですか。	
	49	消火器を備え付けてありますか。	

- 1 本チェックシートは復旧工事で特に確認すべきポイントを示したもので、安衛関連法規を全て網羅しているわけではありません。
- 2 チェックシートにより不具合が発見された場合は、作業着手前に改善にしてください。
- 3 チェックシートは特定の工事に限定したものではありません。できるだけ幅広く活用できるようにしてあります。工事によっては「該当なし」の場合もあります。
規程：労働災害防止規程（建災防のより安全に定めた規程です。）

第53回 広島県建設業労働災害防止大会

と き 令和元年9月11日(水)
 ところ 広島県民文化センター(広島市中区大手町1丁目5-3)

大会プログラム

12:00 開 場

13:20 開 会 黙 禱
 開会のことば 副 支 部 長
 挨拶 支 部 長
 歓迎のことば 広 島 市 長
 表彰経過報告 表 彰 選 考 委 員
 表 彰 支 部 長
 祝 辞 広 島 労 働 局 長
 中国地方整備局長
 広 島 県 知 事
 建設業労働災害防止協会長
 安全の誓い 副 支 部 長

14:30 記 念 講 演 TEAMで育てる「安全の仕組み」
 ~ ALL FOR YOU の精神でエラーを未然に防ぐ ~
 元 全日本空輸客室乗務員
 吉 永 由 紀 子 (よしなが ゆきこ)

15:30(予定) 閉会のことば 副 支 部 長

(記念講演講師のプロフィール)

吉 永 由 紀 子 (よしなが ゆきこ)

【元 全日本空輸客室乗務員】

大学卒業後、全日本空輸株式会社(ANA)に入社。大阪国際空港客室部客室乗務員として勤務後、結婚により退社。その後、元全日本空輸客室乗務員経験を生かし、接客研修、マナー研修他キャリア教育に携わっている。

【職歴・経歴】

北九州市立北九州大学外国語学部国際関係学科卒業。

同年、全日本空輸株式会社(ANA)に入社。

大阪国際空港 客室部客室乗務員

全日本空輸株式会社 一身上の都合(結婚)により退社

その後、元全日本空輸株式会社(ANA)での客室乗務員経験を生かし、接客研修、マナー研修他キャリア教育に携わる。

- ・ヒューマンアカデミー広島校 非常勤講師として契約
- ・FA養成講座、マナー講座を担当
- ・学校法人 上野学園 非常勤講師として契約
- ・広島外語専門学校、広島ビジネス専門学校にてキャリア教育、接遇講座を担当



技能講習講師連絡会議と安全指導者研修会が開催されました

6月21日、広島市中区の中特会館において、午前に建災防の技能講習講師を対象とした連絡会議を、午後から県内の安全指導者を対象とした研修会を開催しました。当日は講師連絡会議に17名の講師、午後の安全指導者研修に60名の安全指導者の方が参加されました。

午前の講師連絡会議には、技能講習統括実施管理者より技能講習実施に関する情報提供、講習時のアンケート結果の分析結果等について説明があり、その後グループに分かれ、「企業から求められる教育研修のあり方」等5つのテーマのうちから2テーマを選択してグループ討議を行い、発表をしていただき、意見交換を行いました。日頃の講師の立場、経験から熱心な意見が交わられました。

講師からは「受講生が安全衛生に必要な知識をしっかりと理解して現場に生かせるよう講師も事例を紹介するなど講義の工夫をしなければならない。」等の意見があり、事務局も、休憩時間等改善策を検討することといたしました。

午後から同会場で開催された安全指導者研修会では、広島労働局健康安全課の河上労働衛生係長より県内建設業の労働災害の発生状況と今年度の労働局の行政指導方針等について講演があり、その後、建災防の広島駐在門川真彦安全管理士から、安全指導者がパトロールをする場合の指導方法等について、元安全環境部長として多くの工事現場の指導に当たった経験から懇切な説明がありました。次に、建災防本部が作成した視聴覚教材の動画「熱中症防止対策と災害事例」を鑑賞しました。支部の専務理事・事務局長から、厚生労働省安全・衛生等三課長の建災防への協力要請文から、留意すべきポイントについて、資料を基に説明がありました。特にフルハーネス型安全帯の買換補助金について説明があり、新規格のフルハーネス型安全帯の購入を考えている企業に対する活用のPRがありました。さらに、平成30年度に329の現場パトロール結果報告をもとに、指導者が指摘した566項目の内容分析し、取りまとめ状況、最近の死亡災害や指導者の指摘事項を踏まえて改正した「災害復旧工事建場のチェックリスト」について説明しました。本日の会議、研修の内容を参考にされ、今後の講師活動、パトロール活動に生かされるようお願いしました。



講師連絡会議（グループ討議）の状況



安全指導者研修会の状況

高速道路の鋼材の塗装作業で鉛中毒リスク

検診で作業者の2割に所見が認められる（災害事例参照）

首都高速道路の塗装工事等に携わり、健康診断を受けた労働者170人のうち、2割近くの人に当たる31人の血液から鉛中毒の発症リスクが高まる濃度の鉛が検出されたことが、医師の調査で判明した、と全国紙、NHK等が報じました。道路の鋼材の塗装には以前錆止め剤として鉛が使用されており、塗り替え工事で削り落とした際に飛散し、吸い込んだ可能性がある、として健康管理、衛生管理が求められており、過去に発生した同種災害事例を併せてご紹介します。

橋梁桁に塗布された塗料の塗り替え作業中、鉛中毒を発症



発生状況

本災害は、高速道路で、橋梁桁に塗布された塗料の塗り替え作業中に発生した。高速道路の橋梁桁に塗布された塗料の塗り替え工事で、近隣環境への配慮のためビニールシートで作業場を覆い、隔離措置された作業場でディスクサンダー等を用いて含鉛塗料のかき落とし作業に従事した作業員1名が全身倦怠感、食欲不振、体の痛み、指の痺れ、急激な体重減少などを訴え、鉛中毒と診断された。

原因

- 1 発注者、事業者は、塗布されている塗料中の鉛等の有害な化学物質の有無を把握せず、また、把握した後も施工業者に伝えられていなかったこと。
- 2 剥離等作業を乾式方法で行っていたこと。
- 3 保護具の選定が適切でなかったこと。
- 4 作業時に保護具を外すことが行われていたこと。
- 5 集じん機・掃除機等による除じんを行っていなかったこと。
- 6 鉛作業主任者が選任されていなかったこと。

対策

- 1 発注者は、有害な化学物質の有無について把握している情報を施工者に伝えるほか、塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行うこと。
- 2 施工者は発注者に問い合わせる等して、当該塗料の成分を把握すること。
- 3 当該塗料の成分に鉛等の有害物が確認された場合、当該塗膜の剥離作業を行う場合、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用、適切な使用の監視等を行うこと。
- 4 塗膜の剥離作業に従事させる時は、遅滞なく、塗料に含まれる鉛等の有害物に係る有害性、取扱い方法、当該作業に関し発生する恐れがある疾病の原因、予防方法、保護具の性能及び取扱い方法に関する教育を行うこと。

業種	建築工事業	
事業場規模	16～29人	
機械設備・有害物質の種類（起因物）	有害物	
災害の種類（事故の型）	有害物等との接触	
建設業のみ	工事の種類	
	災害の種類	
被害者数	死亡者数：0人 休業者数：1人 不休者数：0人 行方不明者数：0人	
発生要因（物）		
発生要因（人）		
発生要因（管理）		

平成30年・令和元年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和元年5月末)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はね・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接	感電	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
平成30年	(1) 41	15	4	5	2	6	21	8	1	(1) 1	0	0	3	9	0	(2) 116
令和元年	(1) 36	9	6	5	3	(1) 10	13	10	2	0	1	1	8	9	1	(2) 114

()内は、死亡で内数

平成30年・令和元年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)
 広島労働局 (令和元年5月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成30年			令和元年			増減数	平成30年			令和元年			対前年増減数	対前年増減数(%)	建設業/全産業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	3	268	271	1	301	302	31	1	32	33	0	31	31	-2	-6.1	10.3
呉	0	101	101	1	87	88	-13	0	9	9	1	9	10	1	0.0	11.4
福山	3	206	209	2	214	216	7	0	28	28	0	17	17	-11	-39.3	7.9
三原	0	53	53	2	53	55	2	0	4	4	1	12	13	9	225.0	23.6
尾道	0	50	50	1	78	79	29	0	4	4	0	11	11	7	0.0	13.9
三次	1	65	66	0	52	52	-14	1	12	13	0	6	6	-7	-53.8	11.5
広島北	0	101	101	0	82	82	-19	0	15	15	0	12	12	-3	-20.0	14.6
廿日市	0	79	79	0	77	77	-2	0	10	10	0	14	14	4	0.0	18.2
合計	7	923	930	7	944	951	21	2	114	116	2	112	114	-2	-1.7	12.0

消費税引き上げに伴う受講料・テキスト代・ポスター用品等の価格の改訂について(お知らせ)

国が予定通り、10月1日より消費税を引き上げられた場合、建災防広島県支部が取り扱っておりますポスター、用品の頒布にともなう料金の改訂につきましては、9月30日(月)午前10時まで支部・分会あてFAXでご注文があった場合は従前通りの8%の消費税で、それ以降は10%の消費税で注文を承ります。

同様に建災防広島県支部・分会が実施しております技能講習、特別教育、その他の教育等にかかる受講料及びテキスト代につきましては、10月1日実施分から10%引き上げに応じて改訂させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

消費税の引き上げが確定次第、ホームページ等で詳細を公表いたします。
 (なお、消費税の引き上げが実施されない場合には、従前通りの金額になります。)

分会だより 分会長が交替されました

令和元年度の分会総会で、廿日市分会の分会長が交替され、下記のとおり新分会長にバトンが渡されました。

	新分会長氏名(会社・職名)	旧分会長氏名(会社・職名)
廿日市分会	岡本 雅之(占部建設工業㈱広島支店取締役土木営業部長)	川本 定則(占部建設工業㈱取締役広島支店長)

令和元年度講習計画

(2019年7月～9月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

建築物の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会	足場の組立て等	実施場所	受付分会	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	受付分会
9月4～6日	福山市	福山	7月18～19日	福山市	福山	8月1～2日	福山市	福山
			24～25日	広島市	支部			
			8月6～7日	三次市	三次	コンクリート橋架設等	実施場所	受付分会
木造建築物等の組立て等	実施場所	受付分会	22～23日	尾道市	尾道	8月27～28日	広島市	支部
8月21～22日	広島市	支部	28～29日	呉市	呉			
						鋼橋架設等	実施場所	受付分会
						9月24～25日	広島市	支部

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	フルハース型安全帯使用作業	実施場所	受付分会	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会
7月25日	三原市	三原	7月17日	呉市	呉	7月25日	福山市	福山
8月29日	広島市	支部	9月3日	広島市	支部			
9月25日	呉市	呉				ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会
						7月26日	呉市	呉
巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	8月6日	広島市	支部
8月20日	広島市	広島	8月2日	広島市	広島			

特別教育に準じた教育日程

丸のこ取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	刈払機取扱い作業	実施場所	受付分会
9月17日	広島市	支部	8月6日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育 能力向上教育	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会
8月1日	広島市	広島				7月16日	三次市	三次
9月24日	三次市	三次	7月30日	広島市	支部	9月10日	広島市	支部
			9月3日	福山市	福山	19日	呉市	呉
職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	20日	広島市	支部			
7月17～18日	広島市	広島						
8月22～23日	福山市	福山	職場環境改善 実施担当者講習	実施場所	受付分会	新総合工事業者の リスクアセスメント	実施場所	受付分会
9月12～13日	広島市	広島	7月23日	広島市	支部	9月19日	広島市	支部

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082)228 - 8252
呉分会 (0823)22 - 6886
福山分会 (084)924 - 4320

三原分会 (0848)63 - 9920
尾道分会 (0848)22 - 8918

三次分会 (0824)62 - 4391
廿日市分会 (0829)31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosh-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosh-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>